



タイトル Title	韓国におけるポピュリズムとイデオロギー-「アメリカ産牛肉輸入問題」を巡って-(Populism and Ideology in S.Korea - In Relation to the 'U.S. Beef Import Controversy' - / 한국에서의 Populism과 이데올로기)
著者 Author(s)	木村, 幹
掲載誌・巻号・ページ Citation	환동해리뷰 = Hwandonghae review : far-east regional studies,5(1):53-71
刊行日 Issue date	2009
資源タイプ Resource Type	Journal Article / 学術雑誌論文
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90001588

韓国におけるポピュリズムとイデオロギー

—— 「アメリカ産牛肉輸入問題」を巡って

木村 幹

はじめに

蠟燭デモを見ながら、我が国民は実に偉大だと考えた。古代ギリシャアテネの直接民主主義以後、初めての出来事だといっても過言ではない。（中略）世界歴史上、初めてインターネットや携帯電話を通して直接民主主義が実現された重大な変化である [金大中の言葉。連合ニュース]。

2008年夏、韓国のソウル市内では、連日のように大規模な「蠟燭デモ」が展開された。きっかけとなったのは、同年4月、韓国政府がアメリカ政府と交わした、アメリカ産牛肉輸入を巡る合意であった。韓国政府がそれまでのアメリカ産牛肉の事実上の全面輸入禁止から、一転して、全面的且つ事実上無条件の輸入解禁を決めたことに、韓国の世論は「食の安全」を求めて反発した。

「蠟燭デモ」はこのような世論を背景に開始された。そしてこのデモは、やがて当初の目的であったアメリカ産牛肉輸入再開への反対を求めるものから変質を遂げ、5月中には李明博大統領の退陣を求めるデモへと発展した。6月10日には、デモ参加者は警察推定で8万、主催者発表で50万人にまでにまで拡大し、ソウル市内の目抜き通りは、文字通り、深夜までデモ隊で埋め尽くされることになる [Chosun Online l]。

このような動きの中、アメリカ産牛肉の全面的輸入に合意した李明博大統領の威信は大きく傷ついた。李明博は、前年12月の大統領選挙において48%の得票を獲得し [中央選挙管理委員会]、3月の大統領就任時にも50%以上の支持率を有していた [Chosun Online k]。しかしながら、彼に対する支持率は、この問題が浮上した後、急速に低下し、各種世論調査によるその数字は、6月半ばには15%以下にまで低下することになる [ハンギョレ新聞 b]。支持率低下は政権の求心力を失わせ、6月19日、李明博は遂にテレビカメラの前で、10分以上に及ぶ国民への「謝罪演説」をするまでに追い込まれた。

アメリカ産牛肉輸入問題は、何故に、僅か2ヶ月余りの間に、李明博政権をかくまでに追い詰めることになったのか。勿論、ここにおいてこの問題が、国民個々において重要な「食の安全」と直接に関わる問題であったこと、あるいは、世論に対する李明博政権の対応が後手に回ったこと、等を指摘するのは容易であろう。

しかしながら、それだけでは、何故に、「食の安全」から始まったはずの問題が、大規模な大統領辞職を求める運動へと発展したかを説明するには十分ではない。韓国においては、それまでも多くの「食の安全」を巡る問題が存在し、そこにおける政府の責任は度々追及されてきた [Chosun Online b, c]。また、後述するように、韓国の世論は常にアメリカ産牛肉輸入問題に、大きな関心を払ってきた訳でもなかった。

にも拘らず、2008年、李明博政権下における牛肉輸入問題は、それまでの数々の「食の安全」を巡る問題とは比べ物にならないほど大きな世論の反発を生み、それは政権を危機

的な状況にさえ追い込んだ。それでは、2008年の韓国ではいったい何が起こったのか。そして、我々はそれをどのように理解すれば良いのだろうか。

本稿は以上のような韓国の問題を手がかりとして、分析ツールとしての「イデオロギーとしてのポピュリズム」の可能性について考えようとするものである。本稿は、以上のような韓国の事例を次のように説明する。言わば本稿の仮説である。

前提となるのは、韓国における、強い直接民主主義的な志向を持った「ポピュリスティック」なイデオロギーの存在である。このイデオロギーは、韓国の民主化過程において形成されたものであり、この国のナショナリズムと密接な関係を有している。そこでは、国家や政治指導者は「人民」の移り変わる意思を常に体現し、それに沿って行動することが求められている。

しかしながら、韓国は制度的には、大統領制を採用している。そこでは大統領は1期5年という限られた任期の中で、他国の大統領に比べても安定した、そして大きな権限を与えられている。言い換えるなら、ここではイデオロギー的状况と、制度的的状况の間に、大きな矛盾が存在する。勿論、この矛盾は、「人民」の意志が安定しており、大統領がこれに従っている時には現実的問題としては噴出ししない。しかしながら、現実においては、「人民」の意志は時に状況に応じて移り変わり、逆に大統領は自らが過去に行った言説——より具体的には選挙公約——に束縛される。そして大統領が自らの言説に束縛された結果、「人民」の意志の変化に十分対応できなければ、ここに「ポピュリスティック」なイデオロギーと、大統領に広範な行動の自由を与える制度の間の矛盾は表面化する。言い換えるなら、韓国における2008年のアメリカ産牛肉輸入問題は、この両者の矛盾が表面化した典型的な事例であったのである。

それでは、早速本題に入っていくこととしよう。

1 イデオロギーとしてのポピュリズム

分析概念としてのポピュリズム。それを語る上で、第1に問題になるのは、そもそもポピュリズムが極めて多義的な概念だ、ということである。しかし、同様に多義的な概念である民主主義やナショナリズムがそうであるように、そのことは、ポピュリズムが分析概念として無価値であるということの意味しない。

この点について、例えば大嶽秀夫は、ポピュリズムには、「理念、運動、政治体制、リーダーシップ」の四つのレベルが存在すると前置きした上で、ポピュリズムの「源流」として、ロシアのナロードニキ運動を取り上げ、そこから「ポピュリズム・イデオロギー」の特徴を、「政治が道徳主義的にかつ善悪二元論的に捉えられており、多様な理解の日常的調整という代議制民主主義の理念が否定・拒否されている」ものとして抽出した（大嶽, 2008: 12-16）。大嶽は自ら明確には述べていないものの、そこには明らかに多様なレベルの「ポピュリズム」を、共通のイデオロギー的基盤から理解しようという試みが存在する。

勿論、このように多様なポピュリズムを、その前提となるイデオロギー的共通性から理解しようとする試みは、大嶽の独創ではない。例えばその例としてライカーのリベラリズムとポピュリズムを巡る議論を挙げることができよう（ライカー, 1991）。ライカーによれ

ば「ポピュリストの考え方」は、「主権者としての人民が公共的利益を語るときに望むものは正当である」という言葉に要約されるものであり、その議論はルソーの一般意思の議論の延長線上に存在するものである。そしてその上でライカーは、ポピュリストの主張をルソーのそれと次のように区分する。すなわち、ルソーは自らの提唱した「一般意思」を、「人民」の利益を反映するものであると同時に、「人民」が直接知り得ないかもしれないものとして理解する。これに対し、ポピュリズムは、「人民」は自らの利益が何であるかを、当然に知り得る存在であると主張する。言い換えるなら「イデオロギーとしてのポピュリズム」の特徴は、まさにこの点、つまり、本来知覚不可能なものであるはずの、「一般意思」を知覚可能なものであると考えることにこそ存在する。

このような大嶽やライカーの議論を受け入れる時、我々はとりあえず、ポピュリズムについて、次のような暫定的な理解を得ることができる。すなわち、ポピュリズムとは、「人民」とは自らの究極的利益が何であるかを知り得る存在であり、それ故政治は常にこの「人民」の意志に沿って動かされねばならない」と主張するイデオロギーを基盤とする。当然のことながら、そこにおいて「人民」は自らの究極的利益を知り得る存在として設定されているから、仮に「本当の現実」が「あるべき現実」すなわち「人民の意志」と異なる場合には、直ちに前者が後者に従って是正されなければならないことになる。こうして、この是正を求める「運動」、つまり「運動としてのポピュリズム」が発生する。

次に「運動としてのポピュリズム」がある段階に達すると、それは時々の「本当の現実」に対する異議表明に留まらず、「人民の意志」が直接政治に反映されることを保障する、一定の制度を希求することになる。こうして「政治体制としてのポピュリズム」が出現する。問題は、ここにおいて同時にポピュリズムが「人民の意志」を直接反映する体制が如何なるものであるかについて答えを持たず、また、この点について沈黙していることである。結果、イデオロギーが直接欲する「政治体制としてのポピュリズム」を求める「運動としてのポピュリズム」は試行錯誤をすることを余儀なくされる。そして、それは時に「人民の意志」を体現すると称する「指導者」が権威主義的に政治を主導するお馴染みの「現実の政治体制としてのポピュリズム」に帰着する。

「現実の政治体制としてのポピュリズム」がこのような「指導者」権威主義的な形を取るのには理由がある。「イデオロギーとしてのポピュリズム」においては、「人民の意志」はルソーの「一般意思」類似のものと看做されており、そこでは「人民相互の間」での利害調整の必要は想定されていない。だからこそ、「イデオロギーとしてのポピュリズム」は、政党や官僚組織等、政治過程におけるあらゆる政治的媒介物を嫌悪する。だからこそ、「イデオロギーとしてのポピュリズム」を利用しようとする「指導者」は、この主張を部分的に受け入れ、官僚組織や政党等、「人民」と政治の間に存在する「夾雑物」の排斥を主張すると同時に、自分自身が排斥されないように、自らを「人民の意志」を体現する存在であると、主張する。こうして「リーダーシップとしてのポピュリズム」が出現する。

2 分析枠組みと仮説の構築

それでは、仮にポピュリズムを上のようなものと考えた時、我々はこれをどのように、現実政治を分析する概念として使うことができるのだろうか。

「人民」の万能性を信じ、その政治的意思が即座に反映されるべきことを主張するイデオロギー、及び、このイデオロギーの正統性に依拠する運動、体制、政治スタイルとしての「ポピュリズム」。ある特定の社会において、様々なポピュリズム「現象」が見られる為には、これらの「現象」を正統化する「イデオロギーとしてのポピュリズム」が受け入れられていなくてはならない。

しかしながら言うまでもなく、このような「イデオロギーとしてのポピュリズム」は、あらゆる国家や社会に等しく受け入れられている訳ではない。例えば、所謂「多元的民主主義」を支える「イデオロギーとしての多元的民主主義」と、「イデオロギーとしてのポピュリズム」の関係を考えてみよう。両者はその程度を別にして、政治は人々の意思を反映すべきである、と考える点において共通の「民主主義的」な基盤を有している。しかしながら、より詳細に両者を観察した時、我々は両者が前提とする世界観の大きな隔たりに気付くことになる。すなわち、前者がその名称通り、現実社会における「人民の意思」の多元性の存在を当然視し、また、その多元的な意思の間での競争を、健全なものとして容認するのに対し、後者は単一、そしてより「正しい」「人民の意志」を前提として議論を構築する。

そして、このような異なる世界観を前提にする両者は、当然に、異なる欠陥を有している。「イデオロギーとしてのポピュリズム」は、政治の目的を唯一絶対の「人民の意志」を直接に反映することだと主張する。だからこそ、この「人民の意志」さえ具体的に発見できれば、政治過程は極めて単純なものとなる。しかしながら、問題は、実際には我々がこの唯一絶対の「人民の意志」を容易に発見できないことにある。だからこそそれは、時に「現実の政治体制としてのポピュリズム」すなわち、自ら「人民の意志」を体現すると主張する「指導者」による、権威主義的体制へと帰着する。

対して、「イデオロギーとしての多元的民主主義」は、その議論を唯一絶対の「人民の意思」の否定から出発する。だからこそここでは、発見困難な「人民の意志」を探す不可能な過程は存在しない。しかしながら同時にこの議論においては、多様な「人民」の多様な意思を前提とすることの結果として、その調整過程が必要になる。そしてここで一つの問題が発生する。すなわち、絶対的な「人民の意志」が実際には発見不可能なように、多様な「人民」の多様な意志を調整する過程においては、絶対的な答えやそれを保障する絶対的な制度は存在しない、ということである。言い換えるなら、このような調整過程において得られた結論は、不完全な制度による不完全な調整の結果にしか過ぎないから、その正統性については常に疑念の目が向けられることとなる。そしてこの問題は、調整の結果として得られた結論が、多くの人々の具体的な「意思」と乖離する場合には、深刻なものとなることを余儀なくされる。

「イデオロギーとしての多元的民主主義」と「イデオロギーとしてのポピュリズム」は、それぞれに異なる種類の問題を抱えている。だからこそ、ある特定の社会において、その両者のうちどちらが説得力を持つかは、当該社会の実際的な状況や、それが形成されるに至った歴史的経験によって変わってくる。例えば、明らかな階級的分離状況や民族対立が存在する社会においては、単一の「人民の意志」の存在を主張する「イデオロギーとしてのポピュリズム」よりも、多様な「人民の意志」を前提とする「イデオロギーとしての多元

的民主主義」の方が受け入れられ易いかもしれない。対して、深刻な外的脅威の下、社会の成員の多くが危機的状況に対する理解を共有している社会においては、複雑な利害調整を要求する「イデオロギーとしての多元的民主主義」よりも、「イデオロギーとしてのポピュリズム」の方が魅力的に映ることになる。

勿論、「イデオロギーとしての多元的民主主義」と「イデオロギーとしてのポピュリズム」の関係について論じることは本稿本来の目的ではない。重要なのは、様々なポピュリズム「現象」が「イデオロギーとしてのポピュリズム」に支えられていること、そして、そのイデオロギーの有効性が、社会により異なる、ということである。

次に、ある特定の社会において「イデオロギーとしてのポピュリズム」が影響力を持った時、それが現実政治にどのような影響を与えるかについて考えてみよう。ここにおいて重要なのは、仮にある社会のある時点において、社会状況に対する人々の相対的に大きな共通理解が存在する、ということと、それが安定している、ということは別物である、ということである。そして、このことは現実の政治においては、極めて大きな意味を持つことになる。例えば、ある政治指導者が、「イデオロギーとしてのポピュリズム」の主張を受け入れ、世論調査等の手段を駆使して用心深く「人民の意志」を精査し、それに基づいて一定の政策を打ち立てて、何らかの選挙等に立候補したとしよう。前提条件から当然に、この指導者の政策は「その時点」での「人民の意志」を反映しているため、この指導者は選挙において大きな「人民」の支持を得ることになる。

しかしながら、現実政治においては、政策の立案からその実行までの間には、タイムラグが存在する。当然のことながらタイムラグは、その政策がより多くの準備を必要とする大規模なものであればあるほど長くなることになる。そして、このタイムラグの間に、世論調査等により示される「人民の意志」が変化した時、この政治的指導者は深刻な危機に直面することになる。すなわち、そこでは当該政治指導者が「過去の人民の意志」を忠実に反映した政策を立てた結果として、この政策が「現在の人民の意志」と乖離し、ひいてはこの政治的指導者が「人民の意思」に反する存在であるとして、「イデオロギーとしてのポピュリズム」が批判される、という状況が出現する。

それではこのような「イデオロギーとしてのポピュリズム」は、現実の韓国の政治にどのような影響を与えたのだろうか。以下、その点について簡単に見てみることにしよう。

3 盧武鉉政権下の「アメリカ産牛肉輸入問題」

最初に本稿において分析の対象となる「アメリカ産牛肉輸入問題」について、その前史となる盧武鉉政権期の状況において整理しておこう。

韓国において、最初にこの問題が表面化したのは、2003年12月23日、アメリカ政府が自国内における最初のBSE（牛海綿状脳症）発生を明らかにした時のことである〔Chosun Online a〕。これを受けて韓国政府は、翌24日よりアメリカ産牛肉の輸入を暫定的に中止し、27日にはこれを公式の輸入禁止へと格上げした。

そして、このような状況に対して、アメリカ政府は以後繰り返し韓国政府に対して輸入再開を要請した。2003年、輸入禁止以前の韓国は、年間19万9千トン以上もの牛肉をアメリカから輸入していた。この輸入量は、日本、メキシコに次ぐ第3位の規模でありアメ

リカの畜産業界は韓国のアメリカ産牛肉輸入再開を強く求めていた。

このようなアメリカにとって、韓国政府との交渉の最大の切り札は、韓国政府が求める自らの FTA 交渉を、これと抱き合わせにすることだった。背景には、当時の盧武鉉政権がその経済政策の柱の一つとして、主要国・地域との FTA 締結を進めていたことがあった（柳京熙, 2008）。韓国にとって中国に次ぐ輸出相手国であるアメリカとの FTA 締結は、利益が大きいものと考えられていた。結果、この FTA 交渉の開始が正式決定される 1 ヶ月足らず前の 2005 年 12 月 14 日、韓国政府は「米産牛肉の安全性に問題がないとの結論」に達したとして、アメリカ産牛肉の輸入再開を決定する [Chosun Online d]。これを受けて 2006 年 1 月 13 日、米韓両国政府は、実務レベル協議にて、生後 30 ヶ月未満の牛の骨なし肉について、輸入を解禁することで合意したことを明らかにした [Chosun Online e]。

しかしながら、実際には韓国におけるアメリカ産牛肉の輸入はこれ以後も全く進まなかった。輸入はこの年の 10 月末から再開されたものの、韓国政府は先のアメリカ政府との合意を厳格に解釈し、レントゲン検査を含む厳格な検査を実施した。結果、「10 月末から輸入が再開した米国産牛肉の 1□3 次輸入分(22.3 トン) すべてから骨片が発見され、検査不合格判定を受け」ることとなる [Chosun Online g]。このような状況に対して、アメリカ政府は、韓国側の検査方法を、合意内容を過剰に厳格に解釈することにより、事実上の輸入禁止措置を取っている、と強く抗議した。

しかし、このような状況は、2007 年、米韓 FTA がいよいよ締結に向けて動き出すと変化する。FTA 締結の前提条件として、牛肉輸入を求めるアメリカ側に対して、韓国政府は合意結果を文書にて残すことこそ拒否したものの、アメリカ産牛肉輸入再開を、交渉の場で「口約束」し、これを盧武鉉大統領が「国民談話」を通じて確認するという形で決着を図ることになる [Chosun Online h]。こうして米韓 FTA 交渉の妥結が発表された 2007 年 4 月 2 日、盧武鉉は「国民談話」にて、アメリカ産牛肉に対して「合理的水準での開放を合理的期間内に」行うと述べることになる [ハンギョレ新聞 a]。背景には、FTA 締結の翌月、国際獣疫事務局がアメリカ産牛肉への評価等級を明らかにする予定だったことがあった。盧武鉉の言う「合理的水準」が、この国際獣疫事務局の評価に合致した基準を意味することは誰の目にも明らかだった。

そして 5 月 25 日、アメリカは牛肉の「準安全国」との評価を獲得する。国際獣疫事務局の基準によれば、この評価を受けた国の牛肉は、危険部位さえ除去すれば年齢に関係なく輸出することができた [農林水産省: 2]。アメリカ政府は直ちに韓国政府に輸入条件の緩和を申し入れる。交渉は難航し、その解決は、李明博政権へと委ねられた。

このような盧武鉉政権期の「アメリカ産牛肉輸入問題」を巡る展開において重要なことが二つある。一つ目は、2008 年 4 月 18 日、李明博政権下において為されたアメリカ産牛肉輸入を巡る合意が、明らかに盧武鉉政権下における合意の延長線上にある、ということである。

二つ目は、にも拘らず、この時期の「アメリカ産牛肉輸入問題」を巡る世論が、1 年後の李明博政権における状況とは大きく異なったことである。すなわち、当時の韓国世論は、米韓 FTA 締結に賛成する一方で、その代償としてのアメリカ産牛肉の輸入再開に対しては、深刻な重要性を有するものだと捉えなかった。また、このアメリカ産牛肉の輸入再開を危惧する意見も、その関心も畜産農家の経営に対する不安に向けられており、それが

狂牛病の危険性を介して「食の安全」に影響を与えることに警笛を鳴らす声は圧倒的に少数に留まった。

この時期の韓国世論において、アメリカ産牛肉が齎すかもしれない「食の安全」に対する警戒が軽微だったことは、FTA 締結直後、2007年5月に行われた一時的なアメリカ産牛肉輸入再開への反応に如実に表われている。当時の韓国においてこのアメリカ産牛肉の輸入再開は概ね好意的に受け止められ、その売れ行きも好調であった [Chosun Online i]。この点について、『朝鮮日報』は2007年7月18日、「米国産牛肉：輸入再開で牛肉レストランブーム到来」という表題の記事を掲載し、アメリカ産牛肉輸入解禁が韓国における牛肉需要の底上げを齎している、と報じている [Chosun Online j]。

そしてこのような世論の状況は、この年の12月に行われた大統領選挙にも直接的に反映された。この選挙における主要候補者達ⁱは、程度の差こそあれ、盧武鉉政権下に締結された米韓 FTA の批准・発効に積極的な姿勢を見せる一方で、アメリカ産牛肉の輸入再開が齎すかもしれない「食の安全」への脅威については、ほとんど何も語らなかったⁱⁱ。

李明博はこのような状況の中、政権に就き、アメリカ産牛肉輸入再開の為の準備を行うことになる。次に2008年におけるこの問題の展開を見てみよう。

4 世論の変化

李明博政権下における、アメリカ政府との交渉の過程については、今日まで明らかになっていない。しかしながら、本稿において重要なのはその結果である。『朝鮮日報』はこの合意結果について次のように報じている [Chosun Online k]。

韓米両国は現在「生後 30 カ月未満の牛の骨を除いた肉」に制限されている米国産牛肉の韓国への輸入規制を2段階に分けて緩和し、事実上無制限で制限できるようにすることで合意した。

第1段階では生後 30 カ月未満の牛の扁桃部（舌の付け根）、回腸遠位部（小腸の末端）を除く全ての部位の輸入を認める。これにより、現在輸入が認められていない脳、目、頭蓋骨・背骨、背骨の中の神経部位なども輸入できるようになる。

第2段階では、米政府が牛の脳などを材料に製造した飼料を全ての動物に与えることを禁止した狂牛病防止措置を実施した時点以降に生まれた生後 30 カ月以上の牛についても、狂牛病の懸念がある七つの特定部位（扁桃部、回腸遠位部、脳、目、頭蓋骨、背骨、背骨の中の神経部位）を除く全ての部位の輸出を認める。

確認しなければならないことは、この合意内容が、ほぼ国際獣疫事務局の示す「準安全国」の牛肉の輸入条件と一致していたことであろう [農林水産省: 2]。前節で示したように、この合意内容は、明らかに2007年4月2日の盧武鉉の「国民談話」の延長線上にあるものであった。盧武鉉政権の合意を下敷きにして交渉を行う限り、李明博政権下における交渉には限界があった。

また、マスメディアの報道を見る限り、交渉妥結直後の韓国世論の反応も冷静であった。実際、表1で示したように、2007年4月2日、盧武鉉政権下における FTA 締結から1週

間の韓国メディアによる「牛肉問題」を巡る報道の傾向は、2008年4月18日、李明博政権下におけるアメリカ政府との牛肉輸入を巡る交渉妥結から1週間のそれと驚くほどに一致している。そこでは依然、議論の中心は「食の安全」よりも畜産農家の経営に対して向けられており、その関心も決して高いものとは言えなかった。

しかしながら、表2が示すように、この状況はその後急速に変わることになる。この表から明らかなことは次のように整理できる。第1に、当初は牛肉問題に対して大きな比重を占めていた畜産農家に関わる報道がその後伸び悩むか、寧ろ、減少していったことである。第2にこれに対して、4月末を境に狂牛病に関わる報道が増加している。よく指摘されるように、この間4月29日に文化放送が「緊急取材！米国産牛肉、狂牛病から安全なのか」と題する番組を放送している。この番組の放送がどの程度決定的な影響を与えたかには、議論の余地が存在する。しかしながら、この番組が、放送直後からメディアでの議論の的となり、韓国人の「牛肉問題」に対する関心を変えてゆく一助となったことは否定できない。

第3にこのような関心の変化に伴い、同じ時期、「牛肉問題」を巡る報道の数は飛躍的に増加した。交渉妥結の直後には、1週間当たり200件強に過ぎなかったソウル主要紙の報道数は、5月に入ると900件以上にも上ることになり、以後、この水準が維持されてゆくこととなった。第4に、このような状況の中、メディアにおける議論は次第に「牛肉問題」そのものから、「牛肉問題を巡る混乱」に向けられていくようになった。5月末になると、「牛肉問題」に関わる記事の3分の1以上が「デモ」に関するものとなり、6月に入ると15%もの記事が、この問題を「民主主義」に関わるものとして論じるようになった。

5 ポピュリズムのイデオロギー

それでは「牛肉問題」はこのような展開を見せたのだろうか。この点について、この問題における李明博政権に対する反対運動の大きな推進力となった、「狂牛病国民対策会議」は、そのデモ活動が最大規模となった、6月10日、「狂牛病牛肉を阻止して、国民主権、民主主義の時代へと突き進もう」という文書を発表し、次のように述べている。

国民との意思疎通を重視すると約束したこの政権は、今も城壁を高くして、大統領官邸に閉じこもったまま、国民の声に耳を塞いでいる。李明博政権は政権という名の城に閉じこもり、怒った民衆に包囲されている。

国民の我慢にも限界がある。李明博大統領と政府は次第に機会を失っており、今や主権者である国民は国民命令権を発動して、李明博大統領とその政府に以下のように峻厳に命令せねばならない。来る6月20日までに牛肉交渉を無効にし、全面的な再交渉を行え。万一、政府がこの主権者の命令を拒否するなら、蠟燭を持った国民は李明博政権の退陣まで国民的抗争を行うことを宣言する〔狂牛病国民会議〕。

この文章において興味深い点は二つある。第1点は、この団体が、自らが当然に「国民の意思」を体現するという前提にその議論を構築していることである。そのことは、この団体が「提案がなされてから僅か4日で、統合民主党、民主労働党、創造韓国党、進歩新党

等の政党代表と 1000 余個の市民社会団体代表、多くのインターネットの集まりの代表者たちの参与」により作られた急ごしらえの市民団体であったことを考えれば、その驚きは大きくなる。確かにこの時期、「牛肉問題」に対する李明博政権への反発は大きくなってはいたものの、それは当然のことながら、この団体が「国民」の意思を代弁することを意味してはいなかった。第2点は、この団体が自ら「国民」の意思を代表するという大前提の上に、「国民命令権」を発動し、「国民の意志」の履行を政権に要求する、という論理で自らの主張を行っていることである。そこには政府は、常に国民の意思を即座に反映しなければならず、また、「国民」はそれを要求する当然の権利を持っている、という理解が存在する。

そして、注目すべきは、このような論理が何も、この団体に固有のものではなかった、ということである。否、この論理は韓国における一部のメディアにおいては、当たり前のように用いられていた。例えば、2008年7月7日、『京郷新聞』は「道は国民投票のみである」という投書を大きく掲げている [京郷新聞 b]。

今の「蠟燭政局」は米国産牛肉輸入問題に触発されたものである。しかし、その根底には、李明博政権が国政に対して持っている哲学と歴史認識が現行憲法と合致しない、という根本問題が存在する。

「蠟燭政局」は保守対進歩の対立ではない。合憲勢力と非合憲勢力の対立なのだ。李明博政権が非合憲勢力であり、蠟燭デモが合憲勢力である。李明博大統領は就任式で憲法を守ることを厳かに宣誓した。しかし彼の国政に関わる哲学と歴史観、そしてその業績は、憲法の精神に正面から反するものである。大統領弾劾の声が高まっている理由もここにある。

大統領や与党は、選挙においてこそ、憲法の定める手続きに則って、国民の多数の意志を反映して選ばれたが、実際には、憲法の精神に反する存在であり、また、国民の「真の多数」の意志をも反映していない。同じ新聞は5日後のコラムにて、「蠟燭デモ」は、李明博政権が国民の「本当の多数」によって選ばれた政権ではない、ことを示している、と断じている [京郷新聞 c]。

街頭活動は時に選挙以上に的確に世論を反映しており、また、政権はその「世論」に常に従わねばならない。そして、政権がこの「世論」、すなわち、国民の意思に反して行動する時、国民は街頭活動に訴えて、これを打倒する権利を持っている。

このような韓国における考え方は、その民主化運動の経験に根ざしている。この点について、同じく「蠟燭デモ」に好意的な論調を貫いた『ハンギョレ新聞』は7月1日、次のような社説を掲げている [ハンギョレ新聞 c]。

1980年代を規定する際に鍵となる言葉は、「国家暴力」であった。法と秩序を名目にする公権力の暴力は、光州虐殺を契機に、朴鐘哲拷問致死事件、李韓烈催涙弾被殺事件へと繋がった。そしてこのような時代は、国民の抵抗により終焉を迎えた。

それから20年後の今日、衝突を阻もうとして横になっている市民たちを、警察が踏みつけている。彼らは踏みつけるだけでは不足なように、市民たちを盾で押さえつ

け、棍棒で殴りつけた。市民たちの切実な願いだった非暴力的デモはこうして踏み躪られた。これを合図に市民に対する公権力の暴力は全面化され、韓国の民主主義は80年代の水準に逆戻りした。

憲法的権利を破壊したのは政府だ。

それでは我々はこのような韓国の状況をどのように考えれば良いのだろうか。最後にこの点について触れて本稿の筆をおくこととしよう。

6 代議制民主主義とポピュリズム

韓国における2008年のアメリカ産牛肉輸入問題。それは二つの要素によって生み出されたものだった。一つ目は、世論の急速な変化である。韓国の世論は2007年4月、盧武鉉政権が米韓FTAの事実上の見返りとして、アメリカ産牛肉輸入の方向性を定めた際、この問題について大きな関心を有していなかった。関心の方向も主として畜産農家への影響に向けられたものであり、それが「食の安全」に対して与える影響については、小さな議論しかなされなかった。一部ではこれにより安価な牛肉の輸入が可能となることを歓迎する声すら存在した。

だからこそ、李明博政権は、盧武鉉政権の方向性をそのまま受け継いで、アメリカ産牛肉輸入に関するアメリカ政府との合意を行った。李明博政権にとって不幸だったのは、韓国の世論が、この後変化してしまったことだった。こうして何時しか李明博による決定は世論に反するものとなり、激しい批判にさらされることとなった。

しかしそれだけならこの問題は、単なる「アメリカ産牛肉輸入」を巡る問題に留まるはずだった。この問題が当初の範囲を超えて、李明博政権の正統性を巡る問題へと発展し、「大規模な李明博政権打倒デモ」を呼び起こした背景にあったのは、二つ目の要素、すなわち、韓国における民主主義に対するポピュリスティックな理解に他ならなかった。つまり、そこでは、大統領は常に国民の意思に忠実に従う義務があり、これに反した場合、国民はこれを打倒する権利がある、という議論が通用するイデオロギー的環境が存在し、この主張は韓国の民主化の経験により正当化されていた。

厄介だったのは、この問題が、前政権によるアメリカ政府との合意を下敷きにしたものであり、また、一旦、その見直しには外交交渉を伴うものだったことである。結果として、李明博政権はこれまでのアメリカ政府との合意——それは韓国の「過去の世論」を反映したものだった——と、これに反対する「現在の世論」との板ばさみになることになった。「現在の世論」はポピュリスティックな民主主義理解とあいまって、政権を窮地へと追い込ませた。

このような韓国の経験は、民主主義に対するポピュリスティックな理解が、代議制民主主義に対して深刻な脅威となりうることを示している。それは我々にとっても、対岸の火事ではない、のかもしれない。

参考文献

韓国語

『京郷新聞』 a、「쇠고기 대란-정부 잘못 대응/불신 자초한 '말 바꾸기」、
2008年5月13日5面

———— b、「기고 / 길은 '국민투표' 뿐이다」、2008年7月7日第31面

———— c、「<여적> 다수결 독재」、7月12日34面

『한겨레新聞』 (한겨레新聞) a、「한-미 FTA 타결 이후 /미 “쇠고기 안열면 체결 안한다” /미, 뼈있는 정치압박 한, 뼈아픈 양보하나」、2007年4月6日3面

———— b、「이명박 지지율 12.1% 추락」、2008年6月17日10面、

『한겨레新聞』 (한겨레新聞) c、「(사설) 민주주의 위협하는 ‘국가폭력’」、2008年7月1日35面

(以上、<http://www.kinds.or.kr> より検索)。

광우병 국민회의 (狂牛病国民會議) 「<별침> 6.10 백만 촛불대행진 대국민 호소문」、
<http://antimadcow.org/> (最終確認 2008年7月22日)

연합뉴스 (連合ニュース) 「<DJ "촛불집회, 직접 민주주의 실현">(종합)」、2008年6月4日、
<http://kr.news.yahoo.com/> (最終確認 2008年7月22日)

중앙선거관리위원회 (中央選舉管理委員會) 「제 17 대 대통령선거 총람」、
<http://www.nec.go.kr/upload/data/necbook/elec1219/nec/EBook.htm> (最終確認 2008年7月22日)

日本語

Chosun Online a、「農林部、米牛肉輸入を事実上禁止」、
<http://www.chosunonline.com/article/20031224000021>、2003年12月24日
(最終確認 2008年7月22日)

———— b、「生ゴミからできた材料が餃子・中華まんの具に」、
<http://www.chosunonline.com/article/20040606000034>、2004年6月6日
(最終確認 2008年7月22日)

———— c、「中国産キムチの鉛含有量、国産の最高5倍」、
<http://www.chosunonline.com/article/20050925000011>、2005年9月25日
(最終確認 2008年7月22日)

———— d、「韓国、米産牛肉輸入再開へ」、
<http://www.chosunonline.com/article/20051215000001>、2005年12月15日
(最終確認 2008年7月22日)

———— e、「【速報】韓国、米産牛肉輸入再開へ」、
<http://www.chosunonline.com/article/20060113000063>、2006年1月13日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— f、「【韓米 FTA】盧大統領「交渉開始前に米国に譲歩した」、

<http://www.chosunonline.com/article/20060722000021>、2006 年 7 月 22 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— g、「米国産牛肉からまた骨片発見」、

<http://www.chosunonline.com/article/20061207000009>、2006 年 12 月 7 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— h、「韓米 FTA 妥結：合意の主な内容 (上)」、

<http://www.chosunonline.com/article/20070403000042>、2007 年 4 月 3 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— i、「米国産牛肉：輸入再開で売り切れ店続出...反対デモも」、

<http://www.chosunonline.com/article/20070716000047>、2007 年 7 月 16 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— j、「米国産牛肉：輸入再開で牛肉レストランブーム到来」、

<http://www.chosunonline.com/article/20070718000021>、2007 年 7 月 18 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

Chosun Online k、「米国産牛肉：4 年ぶりにカルビ輸入解禁へ」、

<http://www.chosunonline.com/article/20080419000028>、2008 年 4 月 19 日 (最終確認 2008 年

7 月 22 日)

———— l、「李大統領、支持率急落 21.2%=世論調査」、

<http://www.chosunonline.com/article/20080602000034>、2008 年 6 月 2 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

———— m、「米国産牛肉：キャンドルで埋まった大韓民国の心臓部」、

<http://www.chosunonline.com/article/20080611000028>、2008 年 6 月 11 日

(最終確認 2008 年 7 月 22 日)

大嶽秀夫, 2008「ポピュリスト石原都知事の大学改革：東京都立大学から首都大学東京へ」、
『レヴァイアサン』42、12-16 頁。

農林水産省「OIE コードに規定されている BSE リスク・ステータスの分類と輸入条件」、

<http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/> (最終確認 2008 年 7 月 22 日)

樋口修, 2006「米国産牛肉輸入問題と BSE」、『調査と情報』530。

柳京熙, 2008「韓国の FTA 戦略のゆくえ」『JA 総研 report』No.4。

ウィリアム・H・ライカー, 1991『民主的決定の政治学：リベラリズムとポピュリズム』

森脇俊雅訳、芦書房。

ⁱ 例外は、民主労働党の権永吉であった。彼は米韓 FTA 自体の締結に反対し、アメリカ産牛肉の輸入に対しても、主としてそれが畜産農家に与える影響を以て否定した。もっとも、この選挙において権永吉は、2002 年選挙の 3.9%を下回る、3.0%の得票率で惨敗した。중앙선거관리위원회ホームページ、<http://www.nec.go.kr/>（最終確認 2008 年 7 月 22 日）。

ⁱⁱ アメリカ産牛肉輸入の再開とその基準緩和については、野党候補である李明博よりも、与党候補である鄭東泳の方が積極的だった。「최고디 대란·정부 잘못 대응 / 불신 자초한 '말 바꾸기」、『京郷新聞』2008 年 5 月 13 日 5 面。

表1 2007年米韓FTA締結時と2008年米韓牛肉交渉妥結時の総合日刊紙論調

	牛肉	狂牛病	畜産	牛肉+畜産	牛肉+FTA	牛肉+安全
2007/4/2～4/8	289	82	134	72	276	41
2008/4/18～4/24	234	81	136	87	128	59

註・京郷新聞、国民日報、内日新聞、東亜日報、文化日報、ソウル新聞、世界日報、ハンギョレ新聞、韓国日報。

韓国言論財団データベース (<http://www.kinds.or.jp>) より筆者作成。「牛肉+畜産」は「牛肉」と「畜産」の語を共に含む記事の数を示す。検索、2008年12月5日。

表2 2008年アメリカ産牛肉輸入問題を巡る総合日刊紙論調

期間	牛肉	狂牛病	畜産	牛肉+ 退陣	牛肉+ 畜産	牛肉+ FTA	牛肉+ 不信	牛肉+ 安全	牛肉+ 李明博	牛肉+ 示威	牛肉+ 国民	牛肉+ 信頼	牛肉+ 民主主義
2008/4/13～4/19	113	54	83	0	33	70	4	31	51	0	43	18	3
2008/4/20～4/26	233	61	125	0	87	121	2	59	124	3	87	27	9
2008/4/27～5/3	227	149	97	1	60	66	13	76	117	24	135	16	3
2008/5/4～5/10	908	794	183	3	119	176	80	355	383	159	540	101	17
2008/5/11～5/17	670	499	136	2	90	174	42	216	266	69	391	76	28
2008/5/18～5/24	827	441	126	12	92	326	51	209	452	70	524	91	32
2008/5/25～5/31	897	397	152	18	110	212	47	165	377	319	484	67	45
2008/6/1～6/7	1050	377	101	65	62	125	80	201	560	372	649	137	91
2008/6/8～6/14	1197	521	97	179	74	173	69	212	603	527	641	152	180
2008/6/15～6/21	1045	418	73	115	46	128	60	156	569	312	526	148	120
2008/6/22～6/28	1249	706	93	80	60	99	65	353	481	482	609	233	90
2008/6/29～7/5	926	499	49	47	27	59	51	178	363	456	413	109	124

註・同上。